

第三十八回国参議院商工委員会會議録第十九号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

四月十九日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君

理事 川上 為治君

古池 信三君

吉田 法晴君

牛田 寛君

赤岡 文三君

上原 正吉君

大川 光三君

岸田 幸雄君

山本 利壽君

阿具根 登君

近藤 信一君

中田 吉雄君

池田正之輔君

政府委員 科学技術庁 島村 武久君

科学技術庁 長官官房長 原田 久君

科学技術庁 振興局長 砂原 格君

通商産業 政務次官 後藤 以紀君

工業技術院長 後藤 以紀君

事務局長 小田橋貞壽君

常任委員 小田橋貞壽君

説明員

工業技術院 堀坂政太郎君

調整部長

本日の會議に付した案件

○新技術開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱工業技術研究組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、新技術開発事業団法案及び鉱工業技術研究組合法案の審議を行います。

最初に、委員の異動について報告しておきます。

昨十九日、後藤義隆君が委員を辞任され、その補欠として、鈴木万平君が委員に選任されました。

○委員長(鈴木亨弘君) それでは新技術開発事業団法案、鉱工業技術研究組合法案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

まず、新技術開発事業団法案について補足説明を聴取いたします。

○政府委員(原田久君) 新技術開発事業団法案の提案理由につきましては、すでに長官から御説明をしておりますので、本日は、私から、補足説明をさせていただきますと思っております。

資料として、法案もござりますが、新技術開発事業団法案要綱の方が簡潔でございますので、それを元にして御説明をさせていただきますと思っておりますが、その前に、一応新技術

開発事業団法案を提出するに至りました経過を御説明させていただきたいと思っております。

わが国には非常に研究成果というものが多く、いわれはございます。たとえは特許の出願件数なども、最近に至りましては世界で第一位というほど数が多い出願されております。それから学者の論文でござりますが、これも世界にも見劣りのないほどたくさん出ております。そういうような角度から見ましても、わが国の研究成果というものはかなりあるかと思っておりますが、残念ながらそれが実用化されていないというところは、古くからいわれておるところでございます。外国技術の導入などを例に申し上げても、昭和二十五年以降一十億円を突破するほどの外貨を支払っております。これに對してはわが国の研究成果として外国に技術を輸出しておるのは十億内外というふうな数字で、きわめて振わない状況にござります。そういうような点から、すでに古くから研究成果を何か事業化するための橋渡し機関が必要であるという要請が叫ばれておりました。御承知のように、昭和二十五年以来、日本學術會議、経済同友会、あるいは経済団体連合会等からもいろいろ案が提案されたこともございましたが、ついに日の目を見ないで時日を経過いたしました。昭和三十三年度に至りまして、理化学研究所が発見いたしました際に、そういう新しい技術の開発を担当してみたらどうかということに相

なりまして、理化学研究所の中に開発に關する事項が盛り込まれて、現在まで三カ年間でござりますが、新技術の開発の事業をして参ったような状況でございます。

その間、理化学研究所にそういう開発の事業を担当させるに至りました経緯として御報告しておきたいのは、調査団を諸外国に派遣いたしました。イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ等のこの種機関の事情も調査いたしました結果、イギリスの研究開発公社というのがございますが、これがわが国で実施するための最も参考になるだろうというふうな結論から、イギリスの研究開発公社を模範といたしました。その内容のものを理化学研究所の中で実施することになったわけでござります。

理化学研究所におきましては、開発部という組織を設けまして、なお、審議機関といたしまして開発委員会というのを設けまして、お手元に差し上げてあります。印刷物の四ページにござりますが、開発委員会を設けまして、開発すべき新技術の選定、開発を委託する企業の選定、開発実施計画、開発実施結果の成否の認定、開発の成果を実施させる企業の選定及びその実施条件等につきましてここに諮りまして、その結果、開発を委託する等の事務を進めて参ったわけでござります。その構成は、そこにありますように、各界の権威者に開発委員をお願いして現在に至っております。

取り上げました内容としまして、三十三年から三十五年にわたります新技術開発事業は、六ページから八ページにわたって書いてござりますが、三十三年度は、簡単に申し上げますと、球状黒鉛鋳鉄というものを東北大学の音谷博士が御発明になりましたものがござります。これは原特許権者は金属材料研究所でございますが、そういう研究成果がござりまして、この種の技術につきましては、非常に大事だということで、諸外国からの技術導入を盛んにしておるようなテーマでござりますが、わが国の新しい技術ができた、これを一つ実施する必要がある。ただしそこにはまだ中間段階と申しますか、企業規模でやった経験がないために、企業が研究成果をそのまま受けて実施することができないというふうな段階で足踏みをしておりまして、その足踏み状態をなくす意味で東北特殊鋼に、開発の規模及び期間等も、そこにありますような条件で、必要な開発を委託いたしました。そして、そういう開発をしたところが、ごく最近に至りまして、これは成功をしたというところの、開発委員会の認定があつたわけでござります。そういうふうな黒鉛鋳鉄の研究及び右の欄にありますが、人工水晶の製造、これは山梨大学の国富教授が人工水晶を用いて、それを熱化学的に処理をいたしました。これは通信機方面の用途に使用できますが、従来外国から輸入しておりました水晶にも、十分大刀打ちが

できる、値段も安いというよりなことになりまして、これも成功というよりな認定が下ったものでございます。

これが三十三年度の開発でございます。三十四年度は、次のページにありますように、石炭を直接原料とする炭素材の製造、これは工業技術院の資源技術試験所で研究を完成されたものでございます。これを東洋カーボンに委託しておりますが、目下開発中でございます。固体分析用二重集束質量分析装置、これは京都大学の佐々木申二教授が発明されたものでございまして、世界的水準にあって、非常に純度の高い質量分析装置でございますが、これも企業的にやってみるには心配があるというのでございましてけれども、日本電光光学研究所に委託をいたしまして、目下開発を進めておるといふような状況でございます。

次に八ページに参りまして、三十五年度の開発でございますが、これは石炭ガス化燃焼装置の製造、これは東京工業大学の川下教授が発明したものでございまして、相当規模の基礎研究から、中間工業化試験というよりな段階と経りましたが、さらに本格的な大きさに持つていくには、まだ不十分であるというところでございましたので、これを大東工業所に委託をして、目下開発中でございます。それからニッケル電鍍法による製品の製造、これは理化学研究所の大越博士が発明されたものでございまして、これを池上金型工業という会社に委託をいたしまして開発しておりますが、この用途は、非常に微細な铸件ができるわけでございまして、ラジオのいろいろな部品だとか、いろいろなものに使われるというので、業

界でも関心の高いものでございます。そういうふうな委託計画につきまして開発を進めております。こういうような次第でございます。過去二カ年にこのほかにもう一件三十五年度はございまして、ここに印刷はしてございせんが、過去三カ年にわたりまして、資金量として三億四千万円ほどの委託開発費の中から七件こういう開発を進めております。こういう状況で三カ年理化学研究所の開発部として開発をして参りましたのでございますが、御承知のように、貿易の自由化という方向に進みますと、わが国の技術というものもいつまでも安易な姿ではいられない、特に海外と太刀打ちするには、わが国のせっかくの研究成果というものをさらに早く実用規模を持つていく必要がある、そのためには資金ワクを拡大するということが必要ではないかと、いうことと、それからもう一つは、理化学研究所に開発部を置いておられますが、理化学研究所の開発部といたしまして、外部から見ますと、理化学研究所の研究成果だけを開発するように受け取られまして、いわゆる開発のテーマに何か制限があるかのようにとられ、また広いテーマを見つけ出すという点にも欠ける点があるのではないかと、この際、理化学研究所に属せしめるよりも、独立した方がよいのではないかという意見も出て参りました。まず、そういうふうな関係で、独立をさせたいという気運になりました。開発委員会にもお諮りをいたしましたところが、従前のような形でやっておりますは十分な仕事もできないだろう、特に理化学研究所は本来研究をするところである、

研究をするところと、他の研究所から出てきた研究成果を開発することを主とする仕事とが一つの組織の中に入っておりますのは、勢力の集中というか、効果的な発揮という角度からいっても望ましくない、この際、独立した方がよいだろうという御意見が各方面から上がって参りました。なお、理化学研究所法が施行されるにあつたときも、初めは独立した新技術開発機関というものを考えておりましたが、独立させるべきであらうという構想を政府部内では持つておりましたが、大蔵当局の意見としまして、わが国初めてのことであるから、初めから独立してやつて、場合によつて失敗するやうなことがあつてはいかぬから、理化学研究所で一応試みてみる、その上で見通しがついたならば独立することもあるいは考えられるかもしれないというふうなこともございまして、三年間の実績を積んだところが、おおむね見通しが立ったという段階になりましたので、今年これを独立させる機関として新技術開発事業団法というものをお願いしておる次第でございます。

この新技術開発事業団のやります仕事は、そういうふうな次第で、理研でやつておりましたことをそのまま踏襲いたしまして、ただ独立をするにあたりまして起こります若干の修正といひますか、改造をしなければならぬという点もございまして、そういう点は法案の中に若干の訂正を、訂正といひますか修正を加えておられますが、やります仕事は変わりがないといふふうなものでございます。

で、説明が少し不足いたしておりますが、やる方法といたしましては、時間を拝借いたしましたして、若干御説明させていただきますが、わが国にありまわつたというよりなものを、理化学研究所の手によりまして各方面にお問ひ合わせをし、あるいは調査をいたしまして、策定しまして、その中からこれはもう研究も終わつておる、一つの段階へ入るべきだといふようなテーマで、国民経済上重要であるというよりな観点のものを開発委員会に資料とともに提出いたしまして、開発委員会ではそれをやつてみるということになりましたものを取り上げるよりな手続きを踏まましてやります。この趣旨をいたしましては、研究は終わつておるが、企業規模において実施した場合に成功するといふ見通しが必ずあるというわけにも参りません。そういう観点から、この研究成果を他に委託をすることに考えておられます。委託を申しますのは、その会社に技術的な能力もあり、またそういう委託を受けて開発してみたいという熱意のある、また経済的にも安定性のある、そのため大へん不安なところに委託するということになりましてはいけませんので、そういうよりな角度で委託先も十分調べまして、そうして従来で申しますと、理化学研究所の開発部と委託される企業者との間で十分打ち合わせをして、それじゃ引き受けましようということになりましては、委託先がいいかどうかといふことを開発委員会にもかけて、必要な条件についてもかきまして、御了承を得た上で、実際的には両当事者間の契約を結んで委託をお願いするといふ形をとつております。その結果、成功する場合と失敗する場合

とがあるかと思ひますが、成功と申しますのは、所定の技術的な目標と経済的な目標に到達する、市場的な角度から見ても需要が発生し、またそのコストからいっても、需要を呼び起こすに足りるといふような目標に到達したかどうかは、開発委員会認定をいたしまして、そういうふうになった場合には、開発は一応成功したといふふうになります。今まで委託費でやつておりました技術と設備等を、委託を受けておつたすなわち受託者が受け取りまして、そうしてそれを生産等の事業に持つていくという形をとります。それからもし失敗をした、たとえは経済的に引き合わぬものしかできないというよりな場合になりましたときには、その委託料はもうそれでやむを得ぬというところで、これは従来でいうと、理化学研究所の損失だということになります。その際、設備をしましたものにしましては、理研がしかるべく処分をするといふふうな形をとつておられます。こういうことによりまして、危険のある開発という仕事が、今回の法案で言いますと、事業団の責任において開発をされるということに相なるわけでございます。

なお、その間、発明者と事業団、委託者との関係でございますが、発明者即特許権者である、あるいは実用新案権者でない場合もございまして、そういう工業所有権の権利者と事業団との間にはやはり契約を結びまして、開発が成功して実施に移つた場合には、実施料を企業者からもらうというふうな形をとつておられます。その実施料を事業団に払う。その事業団が受け取つた実施料のうち、従来経験でいきま

と、半額は特許権者の方へ払うという
ようなごまかい契約もいたし、原則と
してはそういうようなことで従来進め
ておりましたし、今後もそういう形を
とって進めていきたいと考えておりま
す。そういう形で、今回理化学研究所
から独立した新技術開発機関を設立し
たいというのが、本事業団法を提出し
たゆえんであり、経過でございます。

次に、いささか事務的になります
が、事業団法案要綱に従いまして、そ
の重要な点だけ御説明させていただきます
ます。まず第一の目的でございますが、
これは従来の理化学研究所法にあ
ります。そのまま引き移して参りまし
て目的としておりますので、特に御説明は
要しないかと思ひます。

第二の法人格も、これは説明を省略
させていただきます。

第三の資本金でございますが、事業
団の資本金といたしましては、過去三
カ年間に計三億四千万円ほど開発に充
てる資金として、理化学研究所に出資
してあります。そういうものがすでに
七件の開発委託に使われると同時に
に、管理経費的な事務経費は、それだけ
消費してあるわけでございますが、こ
の際三億四千万のうち開発の部として
あります資産のうち負債が若干ありま
すが、負債と申しますのは、まあ、あ
と支払わなければならぬという、品物
を買ったけれども、それを支払わなけ
ればならぬというたぐいのきわめてわ
ずかな経費でございますが、そういう
たものを差し引きましておおよそ三億
四千万円弱のものでございますが、そ
の金額と三十六年度予算の三億円でこ
ざいですが、合わせました金額のもの

を資本金とするということが第三の一
項に書いてございます。

第二の二項は、「政府は、必要がある
と認めるときは、予算に定める金額の
範囲内において、事業団に追加して出
資することができる。」と書いてござ
います。この第一項の計六億四千
万円ほどの資金量で事業団が将来す
と継続して運転できるかという、
私の方はそう考えておりませんが、私
どもの方の一応の目標といたしまして
は、今後毎年十億円ぐらいずつ政府が
出資して参りまして、総額五十億に達
するまで出資を続けて参りたいと思
います。そういう出資を続けて参りま
す間、開発等も、開発の委託も毎年や
りますが、そういうふうにして研究成
果の開発を続けて参りますと、資本金
五十億になりました段階におきまして
は、すでに開発をいたしまして成功し
て返ってくる、年賦で返って参りま
すが、委託を受けたところから返って参
りますが、そういうた金の回収金と、
それから実施によつて特許の実施料が
入って参ります。その実施料、そう
いった収入によりまして、資本金五十
億になりますと、自後はおおむね年
十億円ぐらゐの、あるいは十億円以上
の開発事業が行なえるというふうな自
立体制を今考えております。で、そう
いったふうな方向に向かつて、今後政
府はおおむね五年ないし六年にわたる
かと思ひますが、出資を続けて参りた
いと思ひますので、その出資をする
ということが資本の項目の第二項に書
いてあるわけでございます。

第四の定款は省略させていただきます
。それから第五の名称使用の制限、こ

れは事業団の名称を他で乱用されま
す、いろいろ信用上もあるいは公益上
といふことも、不測のトラブルを起
こすようなことがあつてもなりません
ので、この際、新技術開発事業団とい
う名称につきましては、法律で他のも
のが乱用しないように名称の使用の制
限をしたという項目でございまして、
類似名称まで制限をしないとい
う考え方をとつております。たとえて
申しますと、新技術開発会社というも
のができたり、あるいはこれに似た新
技術何々というものができても、
それはやむを得ぬという考え方をと
つておりますが、新技術開発事業団
を御用ひすることはお断りござい
ますという考えでございます。

第六の役員及び職員でございます
が、このうち御説明をしておきたいの
は、役員といたしましては、理事長一
人、専務理事一人、理事四人以内及び
監事一人を置くこととしております。
それだけ御説明させていただきます。
それからこの理事長及び監事は内閣総
理大臣が任命する。それからこれは六
項に書いてございますが、専務理事及
び理事は、理事長の意見を聞いた上
で内閣総理大臣が任命するということ
でございます。その他の説明は省略さ
せていただきます。

次に第七の開発審議会でございます
。これは従来理化学研究所法では開
発委員会と呼んでおりましたが、この
事業団法では開発審議会という名称を
用いております。これは従来の開発委
員会といささか性格を變えてある点で
ございます。従来の開発委員会はど
ういう性格であつたかと申しますと、理
化学研究所において新技術開発に関す
る重要事項を進める場合には必ず一
必ずといふか、開発委員会の議を
経なければならぬ。議を経てしま
つたものでなければ従来の理化学研究
所ではこれを実施することができない
というふうな、まあ制限の規定であつ
たわけでございます。それで、そういう
ふうな審議会を従来は委員会としてお
りましたのは初めての経験でもありま
すし、あまり理化学研究所が独走し
てしまつたのもどらうかというふうな
観点もございましたので、一応そ
ういふ形をとりましたので、審議する事
項といたしましては、旧理化学研究所
法には五つばかり項目を掲げておりま
して、簡単に申しますと、新技術開発
してはどやうなテーマを述べよかとい
うその選び方、それから今度は委託をす
る企業の選定についてもここにかけな
ければならぬ。それから新技術開発に
関する実施計画、どやういふ計画
で開発を委託するかというふうな計画
もかけなければいかぬ。それから成否
の認定、実施計画を実施した結果、成
功したか成功しなかつたかというふう
な認定、これもかけなければいかぬ。そ
れから新技術開発の成果を実施させる
企業の選定及び実施条件に関する事
項、これもかけなければいかぬとい
うふうなことで、非常に詳しく十分審議
をしてもらふようになっております。

しかし三年間の経験に照らしてみます
と、こやういふたあまり微に入り細にわ
たつたことまで開発委員会にかけると
いうよりも、大綱的にこやういふところ
の開発審議会にかけて、そうして対抗視
しないようにして、そのかわりこの事業
団の理事機構といふことに、十分責
任を持たして、その責任で処理する方
が、いいだらうというふうな観点から、
この点は独立にあたりまして過去の経
験を生かして若干の修正をしたわけ
であります。

その結果次のページにありますよう
に「理事長は、あらかじめ審議会の
意見を聞かなければならない。」とい
う、今までの「議を経なければならぬ
い。」とありましたのを「意見を聞か
なければならぬ。」というふうな若
干緩和いたしました。しかも項目とし
ましては「新技術の開発に関する基本
方針」、どやういふふうな新技術、ど
ういふ分野の新技術を、どやういふ
順序で開発していくべきかというよう
なたぐいの基本方針はここにかけ
てもらふ。それから次に「開発を実施
すべき新技術を選定」、これは従来も
あつたことでございますが、どやうい
うテーマをそれでは選ぶかというふう
なこと、それからその次に「開発を実
施した結果」、それが成功したかど
ういふ認定をするとき、このときはまた
開発審議会の意見を聞いて理事長がそ
の判断をして処理するといふふうな改
めた点でございます。ただしその三項
に「審議会は、前項各号に掲げる場合
のほか、理事長の諮問に應じて、新技
術の開発に関する重要事項を審議する
ことができる。」とございますので、
必要があれば、従来の理化学研究所の
開発委員会にありましたごまかいこと
につきましても、たとえば企業の選定
だとか、それから実施計画だとか等々
につきまして、必要があればかけるこ
ともできるという余裕を取つてござ
います。そういうふうな表現に改めた
という点でございます。あと委員の構成

等につきましては従来とかわりございません。

それから第八の業務でございますが、これも従来と変わりございませんが、この点は大事な点でございますので説明をさせていただきますと、その業務の一つとしましては「企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。」ここで「企業化が著しく困難な新技術について」ということをつけておりますのは、企業化が比較的安易にできるようなものまで、限られた原資しかない事業団が引き受けて、開発委託をいたしますと、資金の有効利用という角度からいっても困りますし、いろいろな問題も起きるかと思つたので、開発を委託してやるものは企業化が非常に困難であるというようないふりが明らかなものを取り上げるといふふうにしておることでございます。

それから第二の「前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。」ここで「普及する」という意味が、いわゆる世で言われておりますPRではございませんで、ここで考えられておりますのは、もちろんPRをしないというわけじゃございませんが、実体的には開発いたしました成功した技術というものを、その委託した企業だけが利用しておるといふのは、公共的な資金を使つて開発した価値もございません。できるだけ多くのの人に利用してもらふことが必要であらうという観点から第二、第三あるいは第四と広くいろいろなを実施してもらふようにすることをここで普及といつております。

それから第三の「新技術の開発について企業等にあつせんすること。」これは特に委託開発などをしなくとも、ただあつせんすれば新技術の開発ができるというような問題につきましては、やはり事業団といたしましては、そういう機能も果たしておく必要があるかと思つた。

それから「前号の業務に附帯する業務」、これはいろいろ調査したり、いろいろなことでございますが、そういったようなことといたしまして、重要なところでありますので、説明をさせていただきます。

それから次に、第九、財務及び会計、これも普通の文章でございますので、説明を省略させていただきます。

第十の監督、「事業団は、内閣総理大臣が監督し、必要と認めるときは、云々と書いてございますが、監督を内閣総理大臣としております。この点について若干説明させていただきますが、諸外国の例を調べましたところ、イギリスにおきまして、インドにおきまして、カナダにおきまして、おおむねその対象とする新技術といたしましては非常に広い分野にわたっております。これを日本の行政組織から申しますと、通産省、農林省、厚生省、運輸省、建設省等にまたがる範囲のものを一カ所で総合的にやっておる機構をとっております。イギリスの例など申し上げますと、イギリスでは第二次大戦中に有名な話でございますが、ペニシリンがイギリスで発明されたけれども、工業化することをイギリスでは不得手であつてやらなかつた。ところがチャーチルが肺炎にか

かつたときに、アメリカからペニシリンを持ってきて、そうしてなかつたという話がございしますが、そういうふうなことで研究はあつても、事業化されていないのは非常に遺憾だといふ角度から、一九四八年にデイブロープメン、ト・オプ・インベンション・アクト、発明開示法という法律を一九四八年に公布いたしました。一九四九年に研究開発公社——リサーチ・デイブロープメント・コーポレーションというものが発足いたしました。その取り扱う対象といたしましては、今申しました医薬品関係、それから農業関係、土木関係、それから通信関係、その他製造関係というふうないろいろなものをやっております。そういうふうなこともございしますので、わが国でやる場合にも、これがばらばらに各省でどういふ機構を置くよりもいいだろうというところで、理化学研究所法のとから、理化学研究所の事業として内閣総理大臣の監督下に置いておたわけでございますが、そういう形態を受け継ぎまして、監督は内閣総理大臣とするということにしたのでございます。

あと雑則、罰則、関係法律の一部改正、これは税の関係等でございますが、説明を省略させていただきます。骨子だけを述べまして、これで補足説明を終わらせていただきます。

かつたときに、アメリカからペニシリンを持ってきて、そうしてなかつたという話がございしますが、そういうふうなことで研究はあつても、事業化されていないのは非常に遺憾だといふ角度から、一九四八年にデイブロープメン、ト・オプ・インベンション・アクト、発明開示法という法律を一九四八年に公布いたしました。一九四九年に研究開発公社——リサーチ・デイブロープメント・コーポレーションというものが発足いたしました。その取り扱う対象といたしましては、今申しました医薬品関係、それから農業関係、土木関係、それから通信関係、その他製造関係というふうないろいろなものをやっております。そういうふうなこともございしますので、わが国でやる場合にも、これがばらばらに各省でどういふ機構を置くよりもいいだろうというところで、理化学研究所法のとから、理化学研究所の事業として内閣総理大臣の監督下に置いておたわけでございますが、そういう形態を受け継ぎまして、監督は内閣総理大臣とするということにしたのでございます。

あと雑則、罰則、関係法律の一部改正、これは税の関係等でございますが、説明を省略させていただきます。骨子だけを述べまして、これで補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(御木幸弘君) 次に、鉱工業技術研究組合法案について補足説明を聴取いたします。堀坂工業技術院調整部長。

○説明員(堀坂政太郎君) それでは、鉱工業技術研究組合法案につきまして、補足説明を申し上げます。技術革新下におきます日本の技術の

状態等につきましては、ただいま原田振興局長が説明をされた通りでございますが、この鉱工業技術研究組合法を必要といたします条件といたしましては、ただいまお手元に参考資料としてお配りいたしましたように、日本のこの技術研究の現状は国際的な観点から検討をいたしますと、研究投資がまだ非常に過小である、あるいは研究投資が非常に分散しており、また、試験研究が重複しておるといふ傾向が認められるのでございます。さらに、基礎研究から企業化への一貫して均衡ある展開が行なわれていない、という現状もございします。あるいは産業間あるいは企業間の技術水準の格差が非常に大きい、こういうような諸種の欠点があるのでございます。日本におきまして最近非常に新しい技術がどんどん創設されておりました、世界的にはかなり誇れるものがあるのでございますけれども、相対的に見ました場合におきましては、まだ非常に不振と言つて差しつかえないのでございまして、外国技術への依存の傾向が非常に強いことは御高承の通りでございます。本年におきますところの外国技術導入は約八千万ドル程度に達するかと思つた。それに対しまして、日本からの外国への技術の輸出は、その一割をちょっと上回るというふうな現状でございます。そういうふうな現状からいまして、最近研究は非常に活発になつてきておりますけれども、まだでき上がった外国の技術を買つていふことに依存した方が、早く企業として安定するというふうな状態になつておることは疑り余地のないことであらうかと存じております。で、このよう

な現状を直して参りますためには、諸種の手を打たなくてはならないことは申すまでもないのでございしますが、その一つの手法といたしまして、私どもはこの民間の研究を推進することが必要であると存じておりました。そのために必要な最も格好な制度といふものを作つていく必要があるといふように存じております。最近におきましては、協同研究を進めていくという傾向が非常に高まってきておりました。今日におきまして、任意団体においてあるいはその他の法人の形態によつて協同研究を行なつておる例が多々あるのでございますが、そのいすれに、その協同研究を行なうという観点から見ますならば、必ずしも満足すべきでないような条件があるのでございます。

そこで、なぜ協同研究をそんなふうに進めるかという点につきましては、もし民間が協同して研究をするというところが今よりさらに活発になりますならば、研究費あるいは研究者、研究設備等が効率的に活用されるというところは、いふまでもないことでございますが、御高承のように、最近の産業技術は一つの分野だけの技術だけで完成するといふものでないものが大部分でございまして、各種の方面の技術、科学技術といふものが総合化され、さらにそれを実用規模にまで持つていく、いわゆる工業化あるいは企業化過程の段階におきましては、この装置あるいは設備の製作、そういう方面までの協力を得て、初めて総合的な研究が効率的に遂行されるのでございしますが、そういうふうなことをた

めには、現在のわが国の一つの会社だけでは完成

しにくいというものが多々あるのでございませう。さらにそれが非常に大規模になりましたときには、この協同研究が必要であることは言うまでもないの
でございますが、こういふような協同研究を推進することによりまして、企業といたしまして、その成果の利用が間接的でありあるいは長期的な目から見れば非常に大きな効果を来たすといふような部面の研究といふものが容易になるといふことが言えると思存します。そうすることによって技術それ自体が高度化されてくる、かように存じておるのでございまして、その意味からこの民間の協同研究を推進することによって、日本の研究投資が小さく、あるいは総合的でないといふような欠点を相当補うことができるのではないかと存じておるのでございませう。現在その協同して研究を行なうという制度として考えられますのは、あるいは公益法人、あるいは協同組合、あるいは株式会社といふような、いろいろな組織が考えられるのでございませうが、公益法人として協同研究をいたした場合は、公益法人は御高承のように不特定多数者の利益といふものを目的といたしまして存在するのでございませうが、協同研究、研究の性格からいまして、そのいわゆる利害関係者、それ自身が自分で利用して行く上におきましては、必ずしもこの公益法人といふ組織はその目的に合致しないものでございませう。また事業協同組合、今度の中小企業事業協同組合におきましては、これは中小企業のみを対象として構成されるものでございまして、このような研究といふもの

の性格から考えまして、企業規模によつて制限される、組合員の資格を制限するといふことは適當でないといふような問題があるのでございませう。また株式会社につきましては、株式会社は営利を目的とした法人でございませうので、研究をやつて参ります上において、必ずその利益が出るという見込みがつかない場合が非常に多い、特に初期の段階におきましては多いのでございませう。そのような事業といふものを初めから株式会社でやつていくといふことには適當でないといふような問題もございませう。あるいは株式会社におきましては、その出資の、資金の率によりまして議決権に差があるのでございまして、相互扶助組織としてこの協同研究を進めていくといふような場合においては適當でないといふような問題もございませう。このような状態もございませうが、従つて相互扶助組織といたしまして、今日すでに任意の研究組合ができておりますが、その任意の研究組合におきましては、どのような問題があるかと申しますと、その研究組合でできた特許権の帰属といふものが非常に問題になりまして、任意の組合で研究をいたします場合にございましては、その組合の会社からの職員としてその協同の研究の場に出向いたしてございませうが、その研究の結果でできた特許権といふものは、現在の特許法からいきまして、当然その出向した会社の発明として、その研究者の所属する会社に実施権が移るといふような問題もございませう。あるいは労災法の関係、高圧ガス取締法の関係、あるいは課税上の問題といたしまして、そのような協

同研究に費やした経費の処理等に非常な問題があるのでございませう。このような状態もございませうので、この鉱工業技術研究組合法によりまして、このような研究体一つの法人格を与へまして、そしてたゞいま申し上げましたような問題をなくしますと、そのような協同研究体に対しまして、先般国会を通過いたしました租税特別措置法によりまして税制上の優遇措置を与へまして、さらに必要に応じては政府から補助金も出すような形で組合を育成していくことができれば、かように存じておられます。この研究組合の特性といたしましては、いわゆる出資制をとらなかつたといふこと、それから加入の制限を可能にした。これはその技術といふものの機密の保持の必要性、研究能力等から、最も協同研究ができるもののみを加入者に、組合員にするといふようなことを可能にした、そして剰余金等の分配を達するまで資金的な基礎といふものを確立しやすくしたといふような点。あるいは設立認可の要件といふものを嚴重にいたしまして、事業協同組合法等を運用いたしまして監督を強化する。このような特性をこの法案の中に持つておるのでございませう。

助成措置につきましては、先ほど申し上げましたように、租税特別措置法の改正によりまして、組合員が分担いたしましたその賦課金につきましては、この組合が使用いたします分の経費的な支出分に相当いたします分は、全額損金として認められますほか、あるいは研究用の固定資産に相当いたします賦課金につきましては、三カ年で、初年度七〇%、二年度、三年度それぞれ一五%という特別償却を認めていただくことになっております。なお、そのほか従来から通産省の工業技術院におきまして鉱工業試験研究補助金といたしまして持つておりました補助金を、本年度はさらに一億五千万円追加をしてもらひまして、その予算をもちまして、この協同研究に対する援助をいたしたい、かように存じておるのでございませう。

それでは引き続きまして法案につきましてごうかがい申し上げます。第一條は、目的を書いてあるのでございませうが、まずこれを申し上げます。場合に、先ほど原田振興局長から御説明のありました新技術開発事業団のやすること、それから研究組合の目的としておるところと、あるいは御疑問が生ずるかと思ひますので、あらかじめ申し上げておきたいと思ひますが、先ほどの説明にもございませうが、新技術開発事業団は、試験研究がすでに終わつて、これはもう実用化できるといふ見込みのついたもの、それがなかなか企業家の方において取り上げられず、企業にならないといふものを取り上げまして、そしてこの事業団の事業といたしまして、これを民間の企業者に委託をしてやらせるといふことをねらひといたしておるのでございませう。このような事業を行ないますのは日本でも唯一の機関として考へておるのであります。今御審議を賜つております研究組合法は、これはそれとて研究の種類、あるいは企業等におきまして協同して研究をするといふことを促進しようとするものでございませう。このような研究組合は各種の産業技術の分野におきまして数多くございませうが、まずその技術の研究からやつていく、いわゆる広い意味の技術の開発をやつていって、その研究が将来企業にまで適用されるようにするといふことをねらひにしておるのでございませう。事業団と違ひまして、この研究組合は数多くございませう。従つてこの研究組合は鉱工業技術の向上をはかることを目的とし、またその研究については協同して行なう、そのような組織を定めることを目的といたしておるのでございませう。

第二條については、特に御説明申し上げるまでもないと思ひますが、本法に基づきまして、このような協同研究体には法人格を与へて、そして本法に定めるところの範囲内の権利能力及び行為能力を有することになると存じます。それから第三條は、研究組合の要件といたしまして、組合の要件といたしましては、すなわち、協同して研究を行なうといふこと、それから議決権及び選挙権を平等に持つといふことが要件となつておられます。さらにこの第二項で、「特定の組合員」すなわち、組合という形式をとるけれども、一人の組合員の利益だけを目的として事業を行なうといふようなことを禁じておられます。これは、先ほど申し上げましたように、この組合に対しまして特に税制上の優遇措置があるわけにございませうが、この組合という形式だけをとり、税制上の恩恵を受けようといふ偽装組合を排除しようとする目的のものでございませう。

それから第四条は名称でございまして、研究組合には「技術研究組合」という文字を用いることをきめておきますとともに、「技術研究組合」という名称を他のものが利用することを禁じております。

それから第五条は組合の行なり事業でございまして、「試験研究を実施し、及びその成果を管理する」ということ、それから「組合員に対する技術指導を行なり」、それから、組合員のためにその施設を使用させるということ、そしてそれに関連する付帯事業をやるということ、その事業を制限列挙いたしまして、この組合が技術研究に専念をするということとを要請しておるものでございまして。

それから第六条は、組合員の資格でございまして、この組合員になり得るには、その研究の成果を直接あるいは間接に利用するものと認められております。直接に利用するというのは、組合の試験研究の成果であります生産技術をそのまま利用いたしまして、製品の製造を行なうというふうなものを考へております。間接の利用者は、そのようにしてできた製品というものを利用して事業を行なうというふうなものと考へております。

それから第七条は、発起人でございまして、これは三人以上となっております。事業協同組合の場合の四人よりも少しく軽減をいたしております。このように協同研究組合というものの結成をできるだけ容易にしようという趣旨から三人といたしたのでございまして。

第八条は、設立の認可についての要件を定めたものでございまして。

それから第九条は、組合の定款に必要な記載事項を定めたものでございまして、これにつきましては二、三の点を御説明申し上げますと、加入につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、加入自由の原則はとっていないという点でございまして、それから同組合法第十八条が準用されて、組合員は九十日から一年の範囲内で定款で定める予告期間をおきまして、事業年度内に脱退することができるようになっております。それから組合の事業に要する経費は、原則として組合員から賦課金を徴収することによってまかなうことといたしております。定款には当然費用の賦課割合及び手続、徴収方法等の基本的事項を定める必要があると考えております。それから第七号の組合の損失につきましては、組合員から賦課金を徴収して埋め、あるいは次の事業年度に繰り越す等、幾つかの方法が考えられるのでありますが、その処理方法について具体的に定める必要があると考えております。それから第八号の組合への技術者の派遣は組合の試験研究成果の利用、技術の提供等、組合員の権利義務の基本的事項及びその行為手続等について定める必要があると考えております。

それから第十条は定款の変更でございまして、定款につきまして、定款及び定款の変更は主務大臣の認可を受けなければその効果は生じないということになっております。

それから第十一条は規約でございまして、これは定款に定める以外の事項につきましては、これは主務大臣への届け出の義務を課しております。この

点は協同組合法の場合よりもやかましく実を定めておるのでございまして。それから第十二条で事業計画及び収支予算、これは主務大臣への届け出を要求いたしております。

十三条では定款の定めるところによりますところの費用の賦課が規定されておるのでございまして、この組合は、先ほど御説明申し上げましたように、出資制をとっておりますので、非出資制でございまして、組合の事業に必要な経費につきましては、組合員に賦課することができるようになっております。

それから第十四条で、(試験研究用固定資産の取得等)について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)と書いてございまして、「主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置並びに工具、器具及び備品が当該試験研究のために必要なものである旨を承認することができる」とことになっております。そのような承認を受けました場合には、租税特別措置法で定めるところによりまして、その費用についての特別償却が行なえるようにいたしております。先ほど申し上げましたように、固定資産、これは重要研究の固定資産につきましては、初年度七〇%、二、三年度、それぞれ一五%で、一〇%の償却できるとい

うにいたしております。なお、企業合理化促進法におきますところの個々の企業の重要研究につきましては、償却は九〇%しか認められておりませ

ん。初年度は約七〇%でございまして、あとの分をあと四カ年で償却するということになっておりました。その点、協同研究の方は非常に優遇されておるのでございまして。

それから第十五条は、剰余金の処理について書いてございまして。先ほど申し上げましたように、「組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余金があるときは、その剰余金の額は、翌事業年度に繰り越さなければならぬ」と、こゝろに規定をいたしておきます。この組合の研究遂行能力を確保する趣旨において、このように規定されております。

なお、第十六条におきまして、この組合の設立と解散に至るまでの事務につきましては、相互扶助組織であるという点におきまして、中小企業等協同組合法の規定を準用いたしております。また、さらに、業務改善命令等も準用いたしまして、この組合に対する監督を厳重にするようにいたしております。

以上、概略御説明いたしました。○委員長(細木孝弘君) それでは両案を一括して質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿具根登君 両案を一括して審議といたして、二、三お伺いしておきますけれども、両案の説明を聞きますと、聞くほどどうもわからなくなってくる。たとえは事業団の方は、理研に事業部があつて初めて私は開発部というのが生きてきたと思うのです。ところが、もう研究されて、そして企業に移すために、非常にそれがむずかしいから、その企

業に移す間の仕事をやるのだ。そうなるべくと、すでに科学技術庁の手を離れたものになつてくるのじゃないか。今度は逆に、ただいまの組合法を聞いてみますと、こゝろは研究をやるのだ。そしてまた実施をやるのだ。これであつたら、これは理研の關係じゃないか。どうも衆議院の附帯決議を見てみましても、何か所管がごちゃごちゃになつていような気がするので。私は、開発部ができたときも、これは直接研究に關係があるから、だから理化学研究所の下に置くのだ、中に置くのだ。それがむずかしいから、そう置くのだということと、今度分業された、そうしてまた、今度は、組合は組合法でこれは産産省の方から出てきて、まるで理研で研究するやうなことをここでやるのだ、これにも國が補助するのだ、こゝろのこと、同じやうなことを別々の所管でやつていって成果があるだろうか。こゝろのものは、もつと大局的な立場から一本にするなら一本にする。そうして、もつと多くの國が援助するならば、こゝろのやうにしなければ、結局小さいものが幾つもできてしまつて、今度は所管争いをするというやうな弊害があるのじゃないか、こゝろのやうに、こゝろに感ずるのですが、これは長官お見えですから、長官はおそらく私の説に御賛成だろつと思つたのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいまのお説でございまして、これは説明して参りますと、行政機構そのものの基本的な問題に觸れてくると思つたのであ

るのだ。そうしてまた実施をやるのだ。これであつたら、これは理研の關係じゃないか。どうも衆議院の附帯決議を見てみましても、何か所管がごちゃごちゃになつていような気がするので。私は、開発部ができたときも、これは直接研究に關係があるから、だから理化学研究所の下に置くのだ、中に置くのだ。それがむずかしいから、そう置くのだということと、今度分業された、そうしてまた、今度は、組合は組合法でこれは産産省の方から出てきて、まるで理研で研究するやうなことをここでやるのだ、これにも國が補助するのだ、こゝろのこと、同じやうなことを別々の所管でやつていって成果があるだろうか。こゝろのものは、もつと大局的な立場から一本にするなら一本にする。そうして、もつと多くの國が援助するならば、こゝろのやうにしなければ、結局小さいものが幾つもできてしまつて、今度は所管争いをするというやうな弊害があるのじゃないか、こゝろのやうに、こゝろに感ずるのですが、これは長官お見えですから、長官はおそらく私の説に御賛成だろつと思つたのですが、いかがでしょうか。

りまして、そうなりますと、行政機構そのものは、御承知のように、これは絶対的なものはないので、そのときそのときの社会情勢なり国内情勢なりあるいは産業機構なりに適応したものが一番いいと、こういうことになると思ふのです。そこで、現在の日本の、特に私どもが担当いたしました研究機関の研究といつたような問題になってきまして、いろいろな面がございまして、私どもの立場から見ますと、現在の日本の各省で所管しております研究機関なり、そういうものにもわれわれは若干の疑義を持つておるものであります。

従つて、これも何とかした方がいいのじゃないかという説をなす方もあるし、私自身も、若干そういう考え方では今考へておりますが、さて、それはそれを、たとえば一例を申し上げますと、各省にありまるところの研究機関というものは、これはイギリスやその他でやっておりますように、国立の研究機関に一本にして、いわゆるデパートメントを作つて、そこでやつていくという形が望ましいのじゃないかというのが私の考え方でありまして、だからといって、これをすぐそれではその方向に持つていくということになりまして、それがいいからといって、直ちにそれでは一方所を集めてやるということになりまして、そこに若干の摩擦が出たり、いろいろな不備が出ていたりいたしまして、そのためにかえつてその間一年なり二年なり足踏みをやる、あるいは弊害が出てくるのか、いろいろなマイナスの面も出てくるのでございまして、従つて、理想案といつたしましては、私の申し上げましたように、一つのデパートメントという形が私は望

ましいと思ひますけれども、だからといって、現在の日本の各省にまたがっている研究機関を全部一掃にするということとは、これは急にはできないことでありまして、それぞれ伝統もあり、しきたりもあつて、あるいは歴史の歴史等もございまして、でき上がった歴史等もございまして、なるべく抵抗の少ない、そしてマイナスの面を生じないような形において、自然にそつたような方向に持つていくことが正しいのである、私の考え方としては、そういうふうに考へております。

○阿具根登君 これは、私の考へ違ひかも知れませんが、大臣でなくともけつこうですが、かりに、この組合法を見る場合に、中小企業等協同組合法で中小企業は一応の組合ができていくわけですね。そうすると、これは組合員の構成から見ても、私は大体大企業を中心になつてきておると思つたので、中小企業等協同組合法を作つたときには、大企業には、それだけの資本と力があるのだ、こういうことで、そこまでなくてもいいのじゃないかという意見があつたと思つたのです。今度のやつはそれを考へておられる。そうなるにつれて、この大企業が三人以上の届け出で法人になつて出てくる。そういういたしますと、この法案と、それから事業団が問題を起こさないように、おそらく組合に対して委託をする。これは僕ではできないと思つたのです。そういうふうになつてくると思つたのです。たとえば、これは委託をするのが仕事でしよう。事業団の非常にならずかしいやつを委託をする。ところが、そ

れを試験研究をする。ところが、組合ができておる。その組合であるということとは、これは二重投資になつてくるからできないでしよう。二重投資といふ言葉はまずいですが、できないでしよう。そうすると、今度はその組合員であつて一つの企業にこれはそれならやらせることができるか。極端に言えば、組合に入つておられない者でなければこの事業団からの委託はできないといふ結果になるわけですね。すると、組合を作るということになるのじゃないか。私の考へ違ひかも知れませんが。

○国務大臣(池田正之輔君) これはお考へ違ひじゃないかと私は思われるのですが、というのは、組合に私の方から委託するのじゃないかと、私どものねらいは、先ほどあなたのお指摘のあつたように、理化学研究所の一部にきて、そして当時は主として理化学で研究したものをその事業団がこれを事業化するまでの段階をめんどうを見てきた、これを今度独立させて、そしてこれは理化学研究所だけでなしに、あるいは他の事業場、あるいは研究所等において、あるいはその場合は今度できる組合自体がいろいろ研究をなさつて、その研究だけではこれは事業としてペイするかどうかかわからぬ。そこで、事業するまでのその危険負担はできないからと申して、私の方から、この事業団の方に頼んでくるので、この事業団の方に頼んでくるので、組合の研究成果を事業団がこれを受けて、そしてこれを企業化まで持つていく、そしていよいよ企業化してペイするようになれば事業団から離れてそのほんとうの企業家がこれをやつていく、こういうことになるのです。で

すから、事業団から組合に委託するのじゃないか、組合の研究成果を受けて事業団がこれを企業化までの危険負担をやる、こういうふうな御解釈願ひたいと思ひます。

○阿具根登君 そうなると、それは私もわかるのです。ところが、それはちよつと違ひますが、事業団が今度は委託会社に委託するわけですね。これは事業団が、事業団と公団という問題も僕は疑問があるのですが、きょうは時間がなから細部に入りませんけれども、基本問題だけ今質問しては、理化学研究所その他で研究されたやつが先ほど説明にもなつたように非常に企業化が困難である、それを政府が今度三億を出資して、将来は五十億も出してやろう、そしてその金で企業が黒字になるかならないかを研究するわけなんですね。ある企業一会社に、実力のある会社に審議会できめてその会社に委託するわけなんですね。事業団がやるわけじゃないのです。そうすると、委託する会社が今度今の組合法による組合であつた場合どうなるかと、こういうことを聞いておるわけですね。会社は全部組合を作つておるでしよう。そういう組合であつたならば、組合では研究費その他からちゃんと補助を受けているわけですね。衛生措置までしているわけですね。それがもう別の形から今度は委託を受けてやる。極端に言へば、自分が研究をしたやつを事業団に持つて行った。事業団がまた、お前のところからそれを企業化して、こういうことができるわけですね。それができるかできないかということですね。

してるところで間違つておるところは政府委員から訂正してもらひますが、私の承知いたしておるところでは、組合はあくまでも研究が主体でございまして、事業化するところではないのであります。ですから、組合で研究をいたしましたして、それが直ちに企業化されない。その場合にその企業化されるまでの中間を事業団が受けてこれを企業化まで持つて行く。そこで企業化されるようになりまして、これはその組合にはやらないのです。組合はあくまでも研究機関でございまして、事業をやる主体は……私は見ておるのですが、ちよつと……。

○阿具根登君 説明員の方説明して下さいます。説明員(堀坂政太郎君) それでは僭越でございまして、私から御説明させていただきます。およその科学技術が研究から企業化へ至る経過を考へてみますと、これは非常に基礎研究、特に大学等でやられます基礎研究、これが発展をいたしましたして産業に適用される研究に入りましたときに、これをわれわれはよく応用研究と申すのであります。そして、その応用研究ができました、それを企業まで持つていきます場合に、さらにこの研究の種類によりましては、ここで開発研究とかあるいは工業化試験といふようなことを行なわなければならぬ。そして、それが工業化試験をやつてみて、はたしてこれならばもう企業で実際にやれるという見当がつくというのが普通のコースであらうかと存するのでございまして、その場合におきまして、この研究は、それじゃ

と、そうでなくて、基礎研究をやつて、それを実際の企業に適用しようとする場合に、その中間的な応用研究あるいは工業化試験をやる場合もございしますが、まあ大体応用研究の段階にとどまっておる。それで民間研究といひます場合には、基礎研究の分野といひます場合に、基礎研究の分野といひますものを全くやらないかと、必ずしもそうじゃなくて、若干基礎研究もやりますが、主としてこの大学の研究とかその他の理論をあれして、これを事業にするための応用研究をやるわけでございます。そしてその応用研究をやりましたときに、たとえ機械等でこの応用研究の結果がいいからすぐ企業に移そうという場合もございしますが、そうでなくて、もう一つ中間プラントの施設を作りまして、そうして、工業化試験をやる。そうして相当企業的に準ずるような規模で試験をやる。そういうふうにして、それから初めて企業に移すというふうになるわけでございます。そこで、この鉱工業研究組合がねらいといたしておりますのは、ただいま申し上げました応用研究あるいは工業化試験、そういうふうなところを個々の企業でやっておったのでは総合的にもできないし、金も足りないということになるのでございまして、ただいま非常に問題になっておりますポリプロピレンでございまして、か、その他の高分子化学の例とかが一番御説明しやすいので申し上げますが、そういうものの研究は数億あるいは十億以上金がかかるというふうなことになるわけであります。それで、そういうふうな、すなわち応用研究から工業化試験、そういうところの研究を一つ協力をしてやろうという

が、実はこの研究組合がねらっておるところでございまして、従つて、研究が、民間も当然やるべきこととございしますが、その部面を促進しようというわけでございまして、そういうふうにしてできましたものが、今度はこの工業化試験が済んで、その結果がうまくいきますと、そのまま企業に移す場合が大部分であろうと私も考えております。で、片方はこの新技術開発事業団につきましても、大学の先生やあるいは私どもの試験所等で研究をいたしまして、これはもう研究としては大体完成した、工業化に持っていければいいのだというふうな研究者として十分に確信を持っておる、または他の専門家がごらんになられましたも、これはそういうふうに見られる。しかし、その研究から工業化に持っていく場合に一べんに自分の責任でやってみるのには、まあ外国でそういうものをやっているから、あれをやればいいのだというふうには安心してかかれぬという場合がある。そういうふうなものをいふ、これを政府が取り上げて開発をさせようというのでございまして、すなわちそういうふうな研究が基礎研究から応用研究、それから工業化試験、企業化というふうな発展する中、その企業化の直前の中において、そういうふうなトラブルのあるものだけをつかまえて、それを委託という形式で一つ開発をさせる、そういうことによつて日本の今まで研究が実用化されない一番ネックのところを取り上げて解決されようというのを事業団であるわけですね。従つて、これはそういうふうな種類のものももう相当数あると

しましても、毎年そうたくさん取り上げなければならぬものはないわけだと思つて、そういうものを一つ一つの機関として政府が取り上げてやろうというところもございまして、従つて今阿具根先生の御質問の、この事業団が、そのできた研究成果というものを委託する場合には、民間の会社のみならず、こういうふうな研究組合に委託をするというふうなことはありはしないかと、いうようなお話がちょっとあつたように存じますが、そういう場合は大体ない。すなわち、この研究組合といひましては、自分で応用研究と工業化試験をやつて、そしてその事業にできるものは自分で、それだけ今度企業に移していく、あとは組合員である企業者でございまして、従つて、この事業団が委託をされるのは、民間の企業者であるというところでございまして、どうも話が不十分だと思つて、……

○阿具根登君 もちろんそうですよ。しかし、あなたの言つたことは私の言つた通り言つておられるだけなんです。組合でも研究もできます。試験もできます。しかしこれは工業化する前提でやっておるんです。自分たちで組合を作っておるんだから、ただ研究するだけじゃないんで、それをやっておるわけなんです。そういうと事業団というのは、これは研究過程はそういうところで済んだやつなんです。これは研究する必要はない。しかし、これは事業が成り立つか成り立たないか、企業としていけるかいけないかをやるわけなんです。そういう事業団がやるならわかります。事業団はやらすに、企業にそれをやらせるわけなんです。それで組合に対してこれを委託することができないけれども、その組合の一員である事業に対して委託することができると同じことになつてくるわけなんです。同じことを二度やっていると、同じことになつてくるわけなんです。たとえポリプロピレンならポリプロピレンは組合でやっていると、事業団がやることもできないというが、事業団がやることもできるでしょう。ポリプロピレンを取り上げて、そして事業団で、これをおい君のところまでやつてくれぬかという問題は事業団が取り上げられて、その炭素の問題は、それなら石炭会社なら石炭会社が三つ以上で組合を作つて、そして石炭を原料にしてそこで研究しようじゃないか、それはできることではある。それなら何のために二つの法案が要りますか、同じことじゃないですか。

○政府委員(原田久君) 研究組合の方におきまして、利害関係のある組合員が集まって研究をして、そして基礎研究から始まるものもあるし、工業化試験をやるものもある。そういう段階を踏まして、いよいよ企業に持っていくというところまで成長したものを作るような過程、まあ組合員になる企業者が仕事をやっておるその過程において、一方同じようなテーマが新技術開発事業団の方で取り上げられて、そして委託をすることがあるかどうかという問題であらうと思つて、両方あり得るといふふうにお考えだらうと思つて、その点ちょっと御説明させていただきます。

新技術開発事業団の方では、開発というものを法律の第二条にも定義をつけておりまして、「この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術……に関する試験研究の成果であつて、企業化されていなぬものをいう。」まあそういうふうにして書いてございまして。その趣旨、それとこの次に、「この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することに、これを企業としらるる。」と、その移り変わりの過程のところがあつるかと思つて、このうちで、特に業務のところで御説明いたしましたと思つて、が、「企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。」という「企業化が著しく困難な」という判定について申し上げますが、企業の方が、ともかくこれは一つやってみる価値がある、やりたいという意思を持って、そうしてかりに組合員になるなりあるいはならぬいなりしまして、やりかけておるような問題、すなわち、企業が、今後自分の企業を成長させていくためにどうしてもやりたいというふうなもので、新技術開発事業団は、著しく困難とは考へない。要するに企業の方でやりたいという意思を持つようなものは、一応テーマからははずしておこう。一応といひますが、考へていない。で、結局、先刻も御説明いたしましたように、大学とか国立の研究機関あるいは省庁の研究機関で研究したが、どうも見通しについて不安がある、企業の方ではまだやる意欲が出ない。やる意欲

が出ないというのは、企業規模も最小限度の企業規模でやりますが、それを開発とわれわれ呼んでおりますが、それやうでないために、やる意欲が出ないというふうなものを、事業団の負担において、経費はまるかかえというふうな形でやってみるといふのが開発でございますので、そういうふうな角度から見ますと、組合員になられる企業者が取り上げるような問題が、事業団が取り上げる問題とはならないだろう、そういうふうな考えをわけでございます。

○阿具根登君 どちらもそれが、どこまで企業が非常に苦しいんだというの、それが判定するか。実際に、ポリプロピレンと炭素とどちらがどうかという問題になってくると、ポリプロピレンを事業団で取り上げないという理由はないと思ふのです。私は取り上げられると思ふんです。ところが、企業家もそんな簡単にできるようなやつは、組合まで作って試験研究せぬでもないんです。非常にむずかしいから組合まで作って、国の助成を受けて試験研究するわけです。だから、それだったら事業団にやらせるか、あるいは事業団の金をそのままそっちに流した方が多くの研究ができるわけです、もったいずね。これをあなた方は文字に書いて、非常に企業化が困難であると、そういうものは事業団がやるんだというけれども、事業団はやる能力はないんです。ただ事業団は国の金をそれに回してやるだけのことなんです。そうして、損した場合は国が損しますよというだけのことなんです。これが企業が成功したらその金を年賦で返しなさい。この金を扱うだけのことなんです。

す、これは。そうしますと組合の方も今度はそれ以上のことをやるわけですから、これは今度は研究、試験からやっていく、それも企業化が成るかどうか、事業として成り立つかどうかを前提にしてやるわけです。結局同じことなんです。同じことを所管が違ふから二つの法律案が出て、税制の措置をするとか、あるいは補助金を出すとか、こういうことをやっているわけですが、私は同じことだと思ふんです。

○国務大臣(池田正之輔君) これはあまり理論的に考えになると、かえってこんがらがってくるんじゃないかと思ふ。もつと簡単にお考えになつて、研究というのは事業団はやらぬんですね。つまり産婆役なんぞ、研究した成果——そんなむずかしい言葉を使うからかえってわからない。つまり研究の結果、特許なり新案なりを得たもの、そうしてそういうものが、企業化まで危険があるから企業家はなかなか手を出さない。そうしていろいろにアメリカカ持つていかれて、外国で開発されておるといふ事象が、御承知のように今まで幾たびかあるわけです。そういう事例があつて、これを防ぐといふのがこの法律の事業団のねらいでございます。そして、そういう企業家が、今局長が言ったように企業化する意欲を持たない、それはなぜ持たないかというところ、これは、はたして企業化してペイするかどうかというのを当然に事業家は考えますから、そういうものを特許にこつちが取り上げて、これは国家的に重要だといふような問題を審議会で十分審議した上で、それを企業家に委託して、こつちの事業団の危険負担においてこれを委託して開発まで持つて

いく、それで成功ということになれば、そこでこつちはすぐ手を引いてしまふ。いよいよ事業として成り立つ、事業として出発するといふ段階になればこつちは手を引いてしまふ。つまり産婆の役といひますか、つまり研究の段階はこつちは手を入れない。そこまでのところだと思ふんです。

○阿具根登君 そんならそういうふう簡単に、池田長官のように割り切つておいきになれば、理研からわざわざ持つてくる必要は何もないんです、産婆役だから、理研は自分で研究したやつをこの開発部に置いておるのでございませう。だから理研で直ちに、この組合なら組合で私はいと思ふのですよ。その組合に対して、こういう理研の研究結果が出ておる、これを企業化するために君のところまでやつてくれ、それだけの金をやつてやれば、金がなからやらないということはない。損失した場合は理研が引き受けましょ。こういうことになれば、何もこんなことせぬでいいのです。わざわざ、あなたのおっしゃる通り単純に考えれば、何のためにこんな事業団なんか作るのか、理研にやらせればけつこうなんです。産婆役は理研で十分でございます。金だけのことじゃもの、どこが悪いのですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 理研は元來研究所でございます。研究が主体でございます。御承知のように、従つて理研は事業所じゃないのです。事業をやる団体じゃないのでございます。そこでやむを得ず、変則ではありますけれども、これを理研の一部にして、特にしかも建物の別なところへ——実は理研の中に入らないのです。よそのところ

りに置いてある。そういうことで、理研としてもいろいろものは性格が全く違うから、いつまでも置いてもらつちや困る。早く独立させてどこかへ持つていってくれ、これが理研の言ひ分なんです。だから性格が全く違ふのです。理研は純粋の研究機関でございます。片方は事業まで持つていく、その上の段階、こういうことでございまして、従つて、もう一つの考え方としては、理研は研究だけでなしに、国立の研究所なり、あるいは民間の研究所なりで、あらゆる研究機関で研究をした研究の成果、すなわち特許を得たならば、これは間違いないといふことがはつきりした研究成果を見て、これを逃げられないように、企業化すれば国家のためになるというふうなものを取り上げてやつていくという性格のものでございますから、そういうものは純粋研究を目的とする理研と、企業まで持つていくことを目的とする事業団とは、これは全く性格が違ふと思ひます。

○阿具根登君 あなたがそういう単純な割り切り方もいいと思ふのです。頭で考えたやつは、手は手、足は足、勝手にしなさい、そういうものじゃないのです。頭で研究したやつが、実際に企業に役立つかどうかといふことまで責任を持ちたいから理研にこの開発部ができたのです。私はそう思ふ。研究だけしたから、自分は子だけ持ったから、あとはだれが育ててほしいというものじゃないと思ふのです。やはり一貫しているものだと思ふのです。それだったら組合法違反といふことになると思ふのです。組合では、研究したり試験をしたり、その企業の採算に

合いかどうか、これを三つやるわけです、全部。そういうふうな割り切つてしまふならば、何も組合を作る必要はないのです。組合は自分の企業をやるためには研究する、しかも研究したやつが、これが企業として役立つかどうか、そこまでやつていくわけですが、一貫しているわけですが、ところが、片一方では一貫しておらぬ。わざわざ打ち切つてしまつて、これは頭で考えたのは、これはあとは企業になるかどうか、おれは知らぬぞ、そういうことじゃないと思ふ。かりにそれであったら、組合にやらしたらい。どつちか一本でいいわけですが、組合に。たとえば私がさつきから言つておる通りに、この組合の中の企業が委託を受ける会社だと思ふのです。そのくらいは会社でなければ推薦なんかしません。その組合の中のだれかに委託するのです。また産婆さんは、池田大臣が言われるように、産婆さんは自分で企業をやるのじゃないのです。これは委託をするのです。ここでまた組合は試験研究から開発までやられるわけです。だから二つ同じやつを今度作つてどうなりますかといふのです。これだけ国が金を出して、組合に力を入れてもらふのはけつこうです。もつと金を出してもらつて私はけつこうだと思ふのです。しかして、こういうふうな複雑化してしまつて、そうして何か所管争いのようなやつともない法律案のようなものが作られはしませんかといふことを言つておるのです。私は、一本でもすつきりした線ができるはずで、所管が違ふからでせよ、これは。

○国務大臣(池田正之輔君) 役所とい

うものは御承知のようによいしよちゅうろ所管争いをしておるけしからぬところ
です。それはその通りなんです。しか
し、この問題に關する限り、少なくとも
私が主幹する限りにおいては、そう
いうような子供のけんかのようなこと
は断じてやらせない。またする意思も
ないということを申し上げておきま
す。それから今の組合が、そういうふ
りに考えれば考えられないこともない
のです。それから最初に私申し上げた
ときに、私も実は少し、組合の方はよ
その省の所管でございますので、びん
とこないところがありますので、若干
びんとこないところもあつて、常識論
で見当はずれしておつたような答弁
をいたしたところがあるかと思いま
すが、組合の方は、最初から企業意欲
を持って研究し、そしてそれを企業
化しようというその意欲を持っておる
のです。だから企業意欲のあるよう
なもの、私どもの事業団の目標には
ならない。これを一つはつきりしてい
ただきたいと思ひます。理論的にはあ
なたの今おっしゃるようなこともあり
得ると思ひます。全然ないとは理論的
には言えないけれども、実際問題とし
てはそういうものはあり得ないのだか
ら、つまり企業意欲のないもの、研究
成果があつておつても、研究成果ま
でできて、それで先ほどあなたのお話
のように、研究だけした、あとは勝手
にしゃがれといふものではないので、
研究者は当然研究して、それをまた発
展させたいという意欲はあるわけ
です。いわゆる企業意欲とは違つた意味
で、研究成果を進展させたいという意
欲はありますけれども、それはおのず
から別個の問題であります。そうなる

とそれを取り上げる人がないわけ
です。そこで現実に今まであなたも御承
知のように、今までの結果をどうん
かと思ひますが、御参考まで
に申し上げますが、今まであなたの方
で取り上げました事業団の前身であり
ます事業部で取り上げましたものは、
東北大学で研究したもの、山梨大学で
研究したもの、工業技術院で研究した
もの、京都大学、東京工大、理研、こ
れだけのものは私どもの方で実は取り
上げておられます。そういう研究所の研
究成果を、主としてそういうもの、
時には民間のものも入るでしようけれ
ども、そういうものを取り上げていく
ということになりまから、最初から
企業意欲の上になつて研究開発をや
つておられます。そういう研究の場
合も理論的にはありますけれども、実
際問題としてはあり得ない。同時に今
わすかばかりの金であつても、こつち
も、これはどうして実際問題としてこ
れは手が及ぶことではないので、当然
これは法律の御審議でございますか
ら、あらゆる場合の角度から御検討を
願わなければなりませんけれども、こ
れは当分の間そういう御心配はないと
いうことだけは言えるのじゃないか
と、こう思ひます。

一つわざわざそれを抜き出してきて、
独立させ、そして一方には組合を作
りなされる、それがおかしいのじゃない
かと私は言ひます。今までなぜやれ
なかつたか、先ほど言われましたよう
に、科学者は自分が頭で考えたことが
事業化されるまで、もちろん責任もあ
るし、やはり関心も持っておられると
思ふ。それならば理研に置くべきだと
いう説が成り立つわけですね。理研に置
いて、今日三億四千万の金を使つて、
山梨水産では成功している、こうお
っしゃっているのです。ところが、これ
は企業意欲がないからこれは理研で取
り上げたのだとおっしゃるけれども、
企業意欲がないのじゃないのです。自
信がないからこれはやつていなかつた
のを、理研が取り上げたのだと思
ふ。ということ、損害をした場合困
がそれを受けるのだ、それだけのこと
なんです。だからこの事業団ができな
くても、できて、こういう制度がで
きさえすれば、金を出すルートさえで
きれば、喜んで企業家はやりますよ。
何も開発部ができたからとたんによく
なるということはないのです。それが
一つと。これは局長さんでもどなたで
もいいのですが、かりに事業部で取り
上げておる、これは競合しますから、
これはおそろく組合ではやらぬでし
ょう。しかし、この東京大学で研究して
おる、山梨大学で研究しておる、工業
技術院で研究した。それを企業化する
ために、組合で試験研究できますか、
できませんか。

家の貴重な金をやたらにやるというこ
とにはなりませんし、そこにもいろい
ろな弊害も出てきますから、おのずか
らそこには制約をして、規制してやら
なければいけない。そういう意味で、
こういうものは必ずしも完全とはいへ
ないでございませうけれども、そう
いう意味でいろいろものはできてお
る。こういうように御解釈願つてい
のじゃないかと思ひます。

○政府委員(砂原格君) 先生、あなた
のお話はしごくもつともだと思つた
のですが、今度この組合——私の方で作
らしていただくという組合の方は、従
来の企業家が、個々において研究を
やつておられます。ところが、その研究を
やつておられますことが、もつと幅広く
研究したいという場合に、やはり他の
知能、科学者の知能を入れていかなけ
ればならぬ場合がある。そうすれば、
その自分の方だけでは十分になりま
行なわれない。従つて、業界の、中小
企業まで入れて、それぞれ専門の方を
やつていこう、これを掘り抜いて、研
究をどんどんやる。そうすると、科学
者の知能を集結しながら、一つ編み出
していつて、その自分たちの事業の中
へ、やはり還元していこうという考え
なのであつて、理研やその他で考え
なつておる科学的研究をなさる機関
とは、ちよつと趣きが違ふと思つた
のです。そこで、ここでの研究が、理化学
の方まで進んでいって、向こうの権益
まで侵すことはいかぬ、向こうの
人の知能をもらつていくことはあるか
もしれませんが、さような考え方で
あつて、先ほど池田長官からも言
われました、私もそう思ふのですが、役所
というものが繩張り争いなんというこ
とは、やはりわれわれも認めます。そ
うだと思ひます。これはない方がいい
のですけれども、一朝一夕にして、な
かなか繩張りがないようにはならぬと
思ふ。そして——よくわかつておられ
て質問をしておられるのだから、答
える方も骨が折れます。そこでまあこの
程度で一つ御了承いただきたくと思
ひます。

○阿貝根登君 どうですか、きょうは
このくらいでやめて、またこの問題
は、私は反対のための質問をしてお
るわけではないのです。何とかこうい
う科学の問題、これは池田長官、盛んに文
部大臣とけんかしてまでやつておられ
るが、僕は賛成なんです。だから、や
はりみんなでうんと審議して、いい成
果を得るようになりたいと思ふ。反対の
ための質問をしておるわけではないの
ですから、きょうはこの程度で……。

○委員長(柳本幸弘君) 他に御質問が
ございませうか。

○吉田法晴君 資料の要求をしておき
ます。新技術開発事業団関係について
は「新技術開発制度のあらまし」の中
に若干出ています。しかしこれは今ま
で取り上げられてきた例、これから取
り上げられようとする例、たとえば石
炭なら石炭の問題についても、これは
資源技術研究所なり、あるいは各大
学に石炭化学あるいは応用化学分野が
あつて、いろいろありませう。研究
されて、今後問題になる部分が出てお
りませう。今までの研究のあらは出て
おりますが、それと、それでは組合で
研究する部分にも重複させぬかと
いう、今の問題にも関連したテーマと
申しますか、そういうものがありまし

たら、資料として出してもらいたい。
それから鉱工業技術研究組合関係につきましても、全然そういう資料が出ておられません。そこで、工業技術院にあるのかもしれないと思うのですが、過去における共同技術開発の実例、それから今まで共同研究組織を実施して、国で補助金を交付しているかもしれないですが、それらの実例、これは予算が組まれると、すぐこの補助の対象として、研究課題が皆さんの頭の中にはあるか、あるいは要求としては出てきているか、あるいは出てくるだろうと思ふ。そういう技術開発の実例、組合法に関連する実例、これは両方一ついただきたい。

それからもう一つ、そこで青色の写真版で、何か大臣、局長とやりとりしているが、そういうものが別の資料としてあるのなら、これは今の問題の大きさだと思うのですが、資料で出されるものであるならば、出していただきたい。
○中田吉雄君 私、科学技術振興費ですか、そういう予算の中で、基礎研究と応用研究といますか、そういうふうに分けられますか、理論的な研究と——全体の予算で基礎研究と応用研究というように。それから最近出た資料を見ると、ソビエト関係の何がないのですがね、いただいた資料に。ところが、なかなかこの無視するわけには最近の人工衛星等を見てもいかぬのですが、そういうものを一つ出していただきたい。次の機会でもいいですから。
○委員長(御木亨弘君) ただいまの資料につきまして何かありましたらちよつと……。

○政府委員(原田久君) 科学技術振興

費という費目でいただいているものがございますが、それを基礎研究と応用研究とに分けるという作業は非常にむずかしい、ということ、研究のテーマだけを見まして、それがどうい性質のものなのかということ、非常に判断しにくい。おおむねいいますと、国立大学の研究といえますか、文部省関係の研究といえるものは、基礎研究に属するといえることが一般にいわれておりますが、その中にも応用研究、工業化という面が入っているものもございす。非常に複雑でございすが、そういう所管別の程度の資料でしたらば、御提出できるかと思ひますが、一応申し上げておきます。

○中田吉雄君 大体その境界線はなかなかめんどろだと思ひますが、大体的傾向は出ると思ひます。やはり、よりどちらに面しているかというのです。そういうことで私はやれると思ひます。それは最近われわれが、ソビエトとアメリカのミサイル、人工衛星その他の、まあ大学教授にヒアリングを受けた際に、これはもう理論物理学の相違の問題である。理論物理学、基礎研究の問題で、そういうことを別にして、ミサイル開発費あるいはそういう開発費をふち込んでみても、その根本の問題をつちかわなければどうにもならぬ問題だと言ひ。そういうピラミッドの頂点の、非常に広い、そういう問題の積み重なった何だからという説明を、一流の理論物理学の先生にヒアリング受けたりしている。そういうことはやはり遠いようですが、相当意味のあることじゃないかと思ひます。まあよりどつちが理論研究に面し、応用的な色彩がより強いかという

ようなところで、農業でも第一種兼業、第二種兼業、どつちが兼業種類によりよく依存しているかということに分けておりますが、そこは科学技術庁ですから、一つお願いします。

○委員長(御木亨弘君) 委員長から申し上げます。ただいま資料の要求がございしましたが、資料提出についていろいろ困難な点もあるかと思ひますが、ただいまの御要求のございました意図は、大体ごそんたくできると思ひますから、この次の委員会までに一応説明のできるような御準備をお願いいたします。

他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、両案の質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十一分散会

四月十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、鉱工業技術研究組合法案(予備審査のための付託は二月二十二日)

昭和三十六年四月二十六日印刷

昭和三十六年四月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局